



不当条項の差止請求訴訟 第1回口頭弁論

ecxia 契約条項改訂の意向

歯のセルフホワイトニング事業を行う ecxia 株式会社（本社・東京都渋谷区）の役務提供契約に、消費者契約法に抵触する不当な条項があるとして、当該条項の使用中止を求めてホクネットが提訴した差止請求訴訟の第1回口頭弁論が9月29日、札幌地方裁判所で行われました。被告は答弁書で、請求を棄却するよう求める一方、契約条項を改訂する意向を表明しました。次回は11月12日に弁論準備手続きが行われます。



第1回口頭弁論について記者会見を行う
ホクネットの松久三四彦理事長ら
9月29日、北海道司法記者クラブ

この日行われた記者会見では、ホクネットの松久三四彦理事長が提訴の概要を説明。続いて訴訟代理人弁護士を代表して原琢磨専務理事が、「差止請求の対象となる14の契約条項について、11の条項をこちらの主張通りに改定する意向を表明した」と明らかにしました。また「残る3つの条項のうち違約金の規定は消費者の苦情が多いので、今後、金額についての根拠を求めていく」と述べました。

■ 訴訟の概要

被告は、セルフホワイトニングサービスを全国展開する事業者で、会員数は2万人を超えます。不特定多数の消費者との間で、同一の利用規約

(2ページに続く)

(1ページから続く)

を用いてホワイトニングサービス契約を締結していますが、ホクネットは、この利用規約のうち14の条項について差止めを求めています。主なものは次のとおりです。

- ・契約から6か月以内に解約した消費者に対し、違約金として一律2万円の支払義務を定める条項
- ・サービス内容やコースプランを事業者の判断のみで変更・廃止できるとする条項
- ・施術により体調を崩すなどした場合の人身損害について、賠償額を月額利用料1か月分に制限する条項

■ 提訴に至る経過

被告については、各消費者センターに対し、解約等を巡り相当数の苦情が寄せられていたことから、ホクネットは2025年1月6日付で消費者契約法12条の3第1項に基づく契約条項の開示を要請し、同年9月10日付の申入書により不当条項の使用中止を求めましたが、被告からの回答は得られませんでした。同年11月17日付で改めて回答を求めた後も回答がなかったため、2026年6月1日付で消費者契約法第41条に基づく書面による事前の差止請求を行い、同月25日、本訴訟の提起に至りました。

訴状、答弁書等はホクネットのホームページに掲載しています

即決営業に差止請求訴訟を提起

* クーリング・オフに関する不実告知、不当条項の中止求める

ホクネットは9月3日、株式会社即決営業（本社・大阪市）に対し、クーリング・オフが適用されないと不実を述べる行為、及び不当な条項を含む契約書の使用中止を求める差止請求訴訟を札幌地方裁判所に提起しました。同社に対しては別途、消費者裁判手続特例法に基づき、集団的被害回復のための共通義務確認訴訟を提起しており、札幌地裁で審理中です。



消費者支援ネット北海道(ホクネット)

内閣総理大臣認定適格消費者団体・特定適格消費者団体 特定非営利活動法人

〒060-0002 札幌市中央区北2条西13丁目1-10 札幌第一会計ビル3階
電話番号: 011-221-5884 FAX 番号: 011-221-5887
電子メール: info_hokkaido@hocnet1222.jp